

橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間等の特例に関する規程

平成 31 年 3 月 13 日

規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 11 年規則第 8 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第 2 条 この規程の対象となる職員は、ごみ処理場に勤務する職員とする。

(特例勤務時間)

第 3 条 規則第 7 条の規定に基づき、勤務時間の特例として定める勤務時間は、午前 8 時から午後 4 時 45 分までとする。

(休憩時間)

第 4 条 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。